

伐木・抜根材発生情報提供システムのQ & A（引取者用）

1. 伐木・抜根材の引取り

Q1-1 伐木・抜根材は無償でいただけるのでしょうか？

A1-1 伐木・抜根材は、これを有効利用する希望者へ無償で引渡しますが、伐木・抜根材の積込・運搬等に要する諸費用等は、引取者が負担してください。

Q1-2 引取りを希望する伐木・抜根材の引取手順を教えてください。

A1-2 引取手順は以下のとおりです。

①発生情報の資料内に掲載されている工事受注者に直接連絡してください。

②工事受注者に連絡して引取りが可能であることが確認できたら、引取りの日時、場所、数量等の詳細を工事受注者と調整してください。

③工事受注者立会いのもと、伐木・抜根材を積込み、引取ってください。

運搬の際は、伐木・抜根材が荷台等から落下しないようロープ等でしっかり固定してください。

なお、積込・運搬の際に発生した事故・損害等については、工事受注者は一切の責任を負わないものとします。

④引取りの際は、工事受注者に「伐木・抜根材再資源化計画書（様式－2）」を提出するとともに、「身元を確認できるもの（運転免許証等）」を提示し、確認を受けてください。

Q1-3 伐木・抜根材を引取りましたが、材質が悪いことが判明したので返却方法を教えてください。

A1-3 引取者が引き取った伐木・抜根材の返却はお受けできません。

引取りの際には確実に伐木・抜根材の材質等を確認してください。

なお、引取者の都合で不要となった木材は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に基づき、適正に処理してください。

Q1-4 伐木・抜根材を引取りましたが、引取りすぎて余ってしまったので返却方法を教えてください。

A1-4 引取者が引き取った伐木・抜根材の返却はお受けできません。

引取りの際には確実に自ら使用する分の伐木・抜根材を引き取ってください。

なお、引取者の都合で不要となった木材は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に基づき、適正に処理してください。

Q1-5 伐木・抜根材を引取りましたが、足りなくなったので追加で引取りたいのですが？

A1-5 追加で引取りを希望する場合は、お手数ですが再度工事受注者に直接連絡し、引取りが可能であるかを確認してください。

その後の引取手順は、A1-2のとおりです。

（再度、「伐木・抜根材再資源化計画書（様式－2）」の提出が必要となります。）

- Q1-6 伐木・抜根材を引取りましたが、その中に希望しない樹種が紛れ込んでいたので不要材となったため返却方法を教えてください。
- A1-6 引取者が引き取った伐木・抜根材の返却はお受けできません。
引取りの際には工事受注者の立会いのもとで現物を確認のうえ伐木・抜根材を引き取ってください。
なお、引取者の都合で不要となった木材は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に基づき、適正に処理してください。

2. 伐木・抜根材の成約情報の公表

- Q2-1 成約情報を公表する必要はあるのでしょうか？
- A2-1 成約情報の公表により、伐木・抜根材の有効利用を目的とするこのシステムの取り組みを対外的に発信することができますので、その趣旨についてご理解願います。
また、「伐木・抜根材再資源化計画書（様式－2）」への虚偽の記載や、引取り後の伐木・抜根材の不適切な処理等を予防する抑止効果もあると思われます。
- Q2-2 引取者の住所、氏名等の個人情報も公表されるのでしょうか？
- A2-2 引取者のプライバシー等に配慮し、氏名・連絡先等の個人が特定される情報は公表いたしません。
ただし、住所については市町村名のみ公表いたします。